

(資料八)

令和二年二月

定例島根県議会議案
(条例)

参
考
資
料

目 次

島根県県税条例等の一部を改正する条例	1
--------------------------	---

第79号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、法人の事業税の課税方式及び税率等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人の事業税の課税方式及び税率を次のとおり改正すること。

(7) 資本金の額又は出資金の額1億円超の法人

改正前		改正後	
区 分	税 率	区 分	税 率
収入割	100分の1.0	収入割	100分の0.75
		付加価値割	100分の0.37
		資本割	100分の0.15

(イ) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人等

改正前		改正後	
区 分	税 率	区 分	税 率
収入割	100分の1.0	収入割	100分の0.75
		所得割	100分の1.85

イ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県県税条例	(1)のア及びイ

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例	(1)のイ
島根県水と緑の森づくり税条例	(1)のイ

(3) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和2年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこと。

(4) この条例は、(3)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のイの一部については、令和4年4月1日から施行する。

